

地区計画の届出について

◎必要な書類及び図面（2部提出）

《 書類 》

○地区計画の区域内における行為の届出書（別紙1）

- ・申請日は行為の着手予定日の30日前
- ・都市計画法第58条の2第1項の規定
- ・工作物（かき又はさくの構造）が確定していない場合は建築物の建築のみを囲む
- ・外壁の色彩については明度彩度を記入（マンセル値）
- ・かき又はさくの構造及び屋外広告物の設置計画のない場合は「無し」と記入
- ・外壁の色彩、かき又はさくの構造が未定の場合は「未定」を記入

○委任状（様式無し）

日付、届出者の住所、氏名、押印、委任にあたり地区計画の手続き等の表現・場所・用途が記載されていること、委任を受ける者がわかるようにする。

○立入り同意書（別紙3）

○地区計画の区域内における行為の届出に際し未定となっている事項について（別紙4）

※建築物の外壁の色彩及びかき又はさくが届出書提出時に未定の場合添付

《 図面 》

○位置図（縮尺：1/2500程度）

申請地の表示、縮尺及び方位の図示、作成者及び押印

○配置図（縮尺：1/100程度）

縮尺及び方位の図示、作成者（建築士登録番号）及び押印、道路境界及び隣地境界から外壁面までの距離、道路幅員及び道路名称、工作物の記入

○敷地面積求積図（縮尺：任意）

縮尺及び方位の図示、作成者（建築士登録番号）及び押印、敷地面積の求積に必要な建築物の寸法及び算定式の記入

○各階平面図（縮尺1/100程度）

縮尺及び方位の図示、作成者（建築士登録番号）及び押印、間取及び各室の用途の記入

○立面図（縮尺：1/100程度）（東・西・南・北の図面）

縮尺の図示、作成者（建築士登録番号）及び押印、建築物の最高の高さ、建築物の外壁の色彩（マンセル値）の記入

○建築面積求積図（縮尺：任意）（※フェアウェイフロント地区のみ）

縮尺の図示、作成者（建築士登録番号）及び押印、建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算定式の記入

○床面積求積図（縮尺：任意）（※フェアウェイフロント地区のみ）

縮尺の図示、作成者（建築士登録番号）及び押印、延べ面積の求積に必要な建築物の寸法及び算定式の記入

○かき又はさくの構造図・断面図（縮尺：任意）

縮尺の図示、作成者（建築士登録番号）及び押印、道路に面するかき又はさくの構造、道路面及び宅地地盤面からの高さの記入

※ かき又はさくが道路に面しない場合は不要

○屋外広告物の位置図（縮尺：2500分の1程度）・構造図（縮尺：任意）

縮尺及び方位の図示、作成者及び押印、形状、寸法、意匠、色彩の記入

※ 表示面積が1㎡以下であり、かつ、高さが3m以下であるものは不要

◎注意事項

○建築物の外壁の色彩及びかき又はさくの構造に関する行為の完了・中止
通知書（別紙7）

※建築物の外壁の色彩及びかき又はさくの構造に関する行為が完了又は中止になった場合に提出します。

○建築物の外壁の色彩

- ・マンセル表色系：明度7以上9以下かつ彩度2以下
- ・Y、Y R : 明度3以上9以下かつ彩度4以下

○道路に面するかき又はさくの構造

戸建住宅地区	道路に面してかき又はさくを設ける場合は生垣とする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 (1) 透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するもの
沿道地区	(2) 道路境界線から0.5m以上離して設置する高さ1.2m以下のブロック塀、レンガ塀その他これらに類するもので、道路境界線から当該ブロック塀等までの間に植栽等を施したものの
フェアウェイフロント地区	(3) 生垣、植栽又はフェンス等の基礎で設置箇所の道路面から高さ0.6m以下のブロック、レンガこれらに類するもの (4) 門及び門の袖
南センター地区	道路に面してかき又はさくを設ける場合は生垣とする。ただし、次に掲げるものはこの限りでない。 (1) 透視可能なフェンス、鉄柵その他これらに類するもの
西センター地区	(2) 道路境界線から0.5m以上離して設置する高さ1.2m以下のブロック塀、レンガ塀その他これらに類するもので、道路境界線から当該ブロック塀等までの間に植栽等を施したものの (3) 門及び門の袖